

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和7年2月7日（令和7年（行情）諮問第187号）

答申日：令和7年6月4日（令和7年度（行情）答申第60号）

事件名：特定税務署長が「インボイス制度説明会」の開催日程一覧表の「主催者」の欄に共催者を記載することを決定した根拠が確認できる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年9月17日付け特定記号1第554号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

令和3年10月11日に特定税務署で開催された「税に関する意見交換会」の発言録の3「インボイス制度説明会」の合同開催についての中で署長が、署主催の研修は、形式上、各団体の共催としています、今後、各団体主催で研修会をする場合も、同様に各団体との共催の形をとりたいと思っていますので、宜しくお願ひします、と発言しています。

当該「形式上、各団体の共催としている」及び「共催の形をとる」とは、本来は主催者でない場合においても、その者も主催をしているかのように、形式的な主催者としての共催という表現を用いるとの署長の発言であると解釈するのが相当と認められます。

また、過去の裁決書で、処分庁の説明に加え、本件インボイス制度説明会は、特定税務署と関係民間団体との共同主催の形で開催したものであるが、当該説明会の開催は特定税務署発案によるものであることから、当該説明会に関する必要事項は全て特定税務署が決定していたとの処分庁の説明を踏まえると、との記載がある事実も把握されて

おります。

よって、特定税務署が、本件指示文書で記載されていない共催者の要件や掲載の可否について判断し、本件インボイス制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄に形式上の共催者を記載することを自らが決定したその判断の根拠が確認できる文書を適正に開示するよう求めます。

(2) 意見書

本件審査請求に係る趣旨の発端は、特定国税局のホームページに掲載されたインボイス制度説明会に係る開催日程一覧表で示された「主催者」欄において、特定税務署ならびに各関係民間団体の名称が、突然、同列に明記された状態で広く周知・広報が開始されたことです。

その事実に起因して、一般の納税者等が、当該関係民間団体に主催者としての実体が存在していると認識せざるを得ない状況を醸成した処分庁によるところの税務行政に関する運営方針の適否を検証することにあります。

したがって、処分庁が、特定税務署で開催したインボイス制度説明会における共同の主催当事者としての実体がある旨説明するのであれば、その企画段階から運営や予算を含めたすべての責任を本件当事者である関係民間団体がそれぞれに負うことは当然であり、関係民間団体にも、その要件が必ず求められます。

しかし、処分庁が、保有する文書として開示したのは、「合同開催」や「共催」と記載されたものであり、かつ、当該説明会の開催は特定税務署の発案によるものであることをもって、インボイス制度説明会に関する必要事項は、処分庁がすべて決定している旨説明しています。

また、当該関係民間団体がインボイス制度説明会に必要な人員や物品を拠出した事実はなく、処分庁は、当該団体に周知・広報を依頼したことをもって、主催の実体が存在する旨主張するのみです。主催者としての要件を充足する事実が一切認められないにもかかわらず、本件インボイス制度説明会については、当該関係民間団体も主催しているとの机上の空論に相当する説明に終始することは、結果として、納税者等を欺くものであります。

国税庁は、今般の理由説明書等において、審査請求人は過去に特定税務署で開催された「税に関する意見交換会」の発言録や過去の答申における記載の字面を捉え、処分庁が本件対象文書を保有する旨主張するが、(以降省略)という処分庁の錯誤と思われる認識に準拠した説明ぶりを記載しています。

しかし、当該説明では、特定税務署長の発言であるところの「署主催の研修は、形式上、各団体の共催としている」ならびに「共催の形をと

る」という公式の記録を無視することになります。仮に、当該関係民間団体が、主催者としての実体を具備しているとしても、当該主催者に相当する関係民間団体を「形式上の共催者」へ変更する旨、特定税務署長自らが表明したことになります。

また、この事実を「単なる字面である」とした国税庁の見解は、真実の主催者を根拠としない説明であり、処分庁が発議し、周知・広報の対象となる納税者等へ向けて発信したところのインボイス制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄における記載のすべてにおいても、当該団体名は、「単なる字面」であると説明するに等しいものとなり、真実を周知・広報する原則を遵守していないと認められる処分庁の国家公務員としての姿勢は、極めて不適切であります。

関係民間団体に対して周知・広報を依頼することは、特定国税局管内すべての税務署が行っていますが、当該依頼の事実をもって、関係民間団体が主催者であると周知・広報したのは処分庁のみです。また、従前に開催した「軽減税率制度説明会」に係る開催日程一覧表の「主催者」欄へ、「特定税務署」とのみ表示した事実が把握されています。よって、特定税務署のみが主催者である旨周知・広報したことが確認できました。

その上で、特定税務署内で開催されたインボイス制度説明会に係る周知・広報の対象となった一般の納税者等が、本件関係民間団体には主催の実体がなく、真実は、見せかけを目的とした、形式上の合同開催者に過ぎない同団体であっても、主催者の要件を具備した主催の実体がある団体であると認識せざるを得ない事態を招いたことは、処分庁による正当な税務行政の手法である旨説明しているのでしょうか。

おって、従前の軽減税率制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄における「特定税務署」という単独の表示は、特定税務署長の発言であるところの「署主催の研修は、形式上、各団体の共催としている」ならびに「共催の形をとる」という趣旨とも合致しています。よって、各団体は単なる共催者であり、主催に係る実体がないため、「主催者」欄に各団体名を主催者として表示することはできず、特定税務署以外に存在していないとの結論に至るのは、当然のことです。

仮に、従前の軽減税率制度説明会に係る開催日程一覧表における「主催者」欄について、特定税務署主催の説明会において「共催の形をとる」各団体の名称を表示したいのであれば、「（主催）特定税務署」「（共催）〇〇」として、「（共催）」という説明用の明確な文字を付加した上で、各団体の名称であるところの「〇〇」を加えれば可能であると思料されます。

従前の軽減税率制度説明会についても、特定税務署のみに主催の実体があることに疑いの余地はなく、その後、特定税務署で開催した「イン

ボイス制度説明会」においては、「軽減税率制度説明会」との相違についての明確な根拠を示さないまま、管内の関係民間団体にも主催者としての実体がある旨弁明しています。

周知・広報への活用手段として、本件「主催者」欄に、関係民間団体が同列の主催者である旨表示し、またはその後、主催者を表示しない中ですべての構成員が同列の共催者とする表示方法を用いた点は、極めて不適切であります。

処分庁は、特定国税局へ報告したところの、インボイス制度等に関する説明会等の開催実績等報告書において、共催した事実が確認できると説明しています。「主催とは異なる共催」を含めた実績を報告するように特定国税局が指示していることから、主催者と単なる共催者を区別することなく記載した内容は、原則として、当たり前のことを説明しているに過ぎず、関係民間団体も主催したと主張する根拠としての論証には、到底なり得ないものと思料されます。

インボイス制度等に関する説明会等の開催実績等報告書に係る記載例の説明内容をみると、「主催者（実施団体）等」の中にある「主催者等の名称」欄の記載については、事業者団体等（関係民間団体を含む）と共催開催した場合には、主催者及び共催者を全て記載する、との内容が指示されています。

これは、主催者と共催者とは、その実体が明確に相違することからも、当該「及び」という設定を踏まえ指示しているものと考えられます。処分庁は、納税者等が、「形式上の共催者」を「主催者」または「共同の主催当事者」と認識するように仕向け、かつ、当該団体のすべてが主催している旨の「主催者」欄への表示方法によって、適格請求書発行事業者の登録申請手続きを推進しようと企図し、当該周知・広報の手法を意図的に継続したものと考えられます。

なお、以下に示すように、単なる共催（後援や支援と同様の協力関係）である各団体を主催扱いにしたことによる矛盾点も散見されます。

特定税務署長は、令和3年10月11日に開催した「税に関する意見交換会」の席上、インボイス制度説明会の合同開催という項目の中で、「署主催の研修は、形式上、各団体の共催としています。」と発言しました。しかし、その発言の前後における、インボイス制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄の表示は、特定税務署、納税貯蓄組合連合会、青色申告会連合会、特定法人会及び特定間税会が同等の立場となっていることが把握されています。これにより、記載されたすべての関係者が主催者である旨、処分庁が独断で周知・広報した結果、本来は「署主催の研修」であったインボイス制度説明会が、管内の関係民間団体も同じ主催者として、かつ、積極的に推進しているとの印象を納税者

等に抱かせる効果を企図したものとなりました。

特定税務署長は、「署主催の研修は」という主語に続いて、「形式上、各団体の共催としている」と説明しているため、この点を「単なる字面である」という国税庁の理由説明の内容は、合理的な根拠に欠けるものとなっています。また、インボイス制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄に関し、処分庁が共催の文字を付記したのは、令和4年12月9日に局ホームページの掲載内容が更新された令和4年12月21日開催分の説明会からであることが確認されています。

現状で把握しているところの、令和3年9月29日開催のインボイス制度説明会以降の開催日程一覧表の「主催者」欄は、前述したところの、特定税務署、納税貯蓄組合連合会、青色申告会連合会、特定法人会及び特定間税会が同等の立場で表示されています。

その後、令和4年12月21日開催分のインボイス制度説明会から「共催」という文字を付加するように変更したのは、私からの質問等（主催者が複数存在していることの整合性）に起因することは明らかです。また、当該「主催者」欄には、正当な主催者が記載されているという納税者の素朴な理解を否定するかのとき、誠に不適切な表示方法の変更であります。

これは、平成31年4月10日に特定施設で開催された「消費税軽減税率制度説明会」に係る開催日程一覧表の「主催者」欄において示された「（主催）」特定法人会、「（共催）」特定税務署という「主催者」欄の表示方法が、主催と共催の別を明確に表示して周知・広報した事実と異にするものであり、納税者等の正確な理解に資するという特定税務署の方針（他署における同様の例としての特定税務署等を含む）とは、著しく相違するものであります。

いわゆる税務署との協力関係はあるが、単なる「形式上の共催者」に過ぎない特定税務署管内の各関係民間団体を「主催者」欄へ表示するのであれば、「主催者」欄には、主催者に該当しないところの単なる共催者についても、「共催」と表示した上、その共催者名を記載している旨補足する説明を開催日程一覧表へ明示すべきであります。

軽減税率制度説明会に係る開催日程一覧表の「主催者」欄には、特定税務署と表示されています。このことは、当然のことであります。それは、「主催者」として、軽減税率制度説明会に係るすべての責任を有し、かつ、その実体が存在しているという客観的な事実が認められるのは、唯一、特定税務署のみだからです。

さらに、令和4年6月6日に開催した「事務局長との事務打合せ会」の席上、特定職員Aが、消費税インボイス制度説明会について、「今後も引き続き各会共催として実施していく」と発言し、また、令和5年5

月29日に開催された「関係民間団体及び地方公共団体との事務打合せ会」の席上、特定職員Bが、消費税インボイス制度説明会に関し、「説明会は、納税貯蓄組合・青色申告会・法人会・間税会の共催としており、引き続き共催で行っていきたい」と発言しています。併せて、どこの税務署でも実施している勸奨であるところの「チラシを配布するので、周りに登録がまだの人や登録を検討している人がいれば、この説明会を紹介していただきたい」旨発言しています。

これらの事務打合せ会では、関係民間団体は主催者ではなく、あくまでも共催の立場で共同して説明会に参加する「共同参加である」点が明示されています。具体的には、「各会共催として実施」及び「納税貯蓄組合・青色申告会・法人会・間税会の共催」と発言されており、当然のことなので、「主催者は特定税務署」との言及はないものの、一方、「各団体の共催としている」点を出席者に繰り返し説明しています。

特定税務署長をはじめ、他の税務署職員は、事務打合せ会への出席者に対し、本来は共催の立場でしかない各団体とインボイス制度説明会を共同で主催する旨、あるいは、各団体が税務署と同等の責任がある立場であると同時に、実体がある主催者であるとは、各関係民間団体に対して、どなたも発言しておらず、説明をされた記録もまったく開示されることはなく、これまで推移しております。

しかし、不服申立てを行った審査請求書を通じて処分庁が弁明された要旨は、管内の関係民間団体に対して、電話や口頭の方法によって、共同で主催することを決定しているということでもあります。

したがって、令和3年10月11日に開催した「税に関する意見交換会」の席上、インボイス制度説明会の合同開催という項目の中で、「署主催の研修は、形式上、各団体の共催としています。」と発言した税務署長は、以下のとおり発言したものと解釈できます。

署主催の研修は、特定税務署がその主催者ではなく、各団体との共同で主催することに決定していますから、その主催者は、本日お集まりの各団体も該当しており、本件インボイス制度説明会を含めた署主催の研修における責任は、形式上、主催者である各団体の皆様にも及ぶ旨ご認識ください。なお、形式上、各団体の共催にすることは、一般的な協力や支援等を表現する際の後援や共催を前提とした合同開催や共同開催を略した「共催」という用語の通常の使用とは異なり、共同で主催（共同主催）することを略した「共催」を示しております。

本意見書の段階においては、各団体等への反面照会による証拠保全を行っていませんが、処分庁が、「署主催の研修は、形式上、各団体の共催としています。」という税務署長の説明を踏まえ、「署主催」の定義をどのように弁明するのか、今後とも注視してまいります。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、令和6年9月17日付け特定記号1第554号により処分庁が行った開示決定（原処分）について、処分の取消しを求めるものである。

2 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、対象文書として本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

3 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、本件審査請求の趣旨として、「令和6年8月2日付情個審第2917号の答申書に基づき、当該「主催者」欄に共催者を記載することを自らが決定した判断の根拠が確認できる文書を開示請求しましたが、根拠が確認できない決裁文書への補正を指示した開示であり、処分の取り消しを求めます。」と審査請求書に記載している。

当該記載から、審査請求人は、処分庁が本件開示請求の対象文書として本件対象文書を特定したことは不当であり、原処分は取り消すべき旨主張しているものと思われる。

- (2) そこで、本件対象文書の特定の経緯について処分庁に確認したところ、以下のとおりであった。

ア 令和6年8月9日、審査請求人は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に「情報公開・個人情報保護審査会の令和6年8月2日付情個審第2917号による答申書第3諮問庁の説明の要旨の3『本件対象文書の保有の有無について』の(1)において、処分庁に確認したところ、以下のとおりであったとされ、そのイにおいて、指示文書には、(略)共催者を『主催者』欄に掲載する場合の共催者の要件や掲載の可否判断については記載されておらず、と説明していることから、処分庁が、当該『主催者』欄に共催者を記載することを自らが決定したその判断の根拠が確認できる文書」と記載し、行政文書1件分の開示請求手数料に相当する300円の収入印紙を貼った行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を処分庁へ提出した。

イ 処分庁において、本件開示請求書に記載のある「令和6年8月2日付情個審第2917号による答申書」を確認したところ、当該答申書における処分庁は特定国税局長であった。そうすると、本件開示請求の対象文書は特定国税局長が保有する文書であるように読み取れるが、

本件開示請求書が特定税務署長に提出されたことからすると、特定税務署長が保有する文書を開示請求する意図で提出された可能性もあり、本件開示請求書の記載では対象文書を特定するに足りない状況であった。

ウ そこで、処分庁は、審査請求人に対して、令和6年8月28日付け「開示請求書の補正の求め」（以下「本件補正の求め1」という。）を送付した。本件補正の求め1の要旨は以下のとおりである。

(ア) あなたから提出された行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された「令和6年8月2日付情個審第2917号による答申書」を確認したところ、当該答申書における処分庁は特定国税局長であり、特定税務署長ではない。このことから、あなたの請求する行政文書の名称等を検討すると、その記載内容のうち、二つの「処分庁」の記載はいずれも特定国税局長を指すものと考えられる。

(イ) しかしながら、あなたは特定税務署長に開示請求書を提出されていることから、「処分庁」を特定税務署長という意図で請求しているとも考えられる。

(ウ) よって、「請求する行政文書の名称等」欄に記載された「処分庁」が特定国税局長又は特定税務署長のいずれを指しているか判断できるように同封の「行政文書開示請求書の補正書」（以下「補正書」という。）の「補正内容」欄に補正内容を記載いただきたい。

(エ) なお、あなたが請求したい行政文書が特定国税局長が保有する文書ということであれば、開示請求書の宛名を「特定国税局長」と補正いただければ、開示請求書を特定国税局長へ回送する。

(オ) あなたが開示請求する行政文書が、当署が検討した請求内容と異なる場合は、補正書の「補正内容」欄に開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載いただきたい。

(カ) 期限（令和6年9月11日）までに補正がなされない場合は、形式上の不備を理由として法9条2項に基づき、不開示決定を行うことになる。

エ 令和6年9月4日、審査請求人は、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載内容のうち、二つ目の「処分庁」は特定税務署長を指す旨の補正書（以下「本件補正書1」という。）を処分庁へ提出した。

オ 処分庁は、本件補正書1を受け、特定税務署及び文書管理システム内の探索を行った結果、本件開示請求の対象文書として、

① 「国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書（令和3事務年度分）」

② 「国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書（令和4事務年度分）」

③ 「国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書（令和5事務年度分）」

が該当すると考え、この場合、必要な開示請求手数料は行政文書3件分に相当する合計900円となることから、本件開示請求書には300円の収入印紙しか貼り付けられていないことから、開示請求手数料として600円が不足している状況であると考えた。

なお、上記①ないし③の文書は、処分庁が特定国税局に対し、インボイス制度説明会の開催日程一覧表を特定国税局ホームページに掲載することを依頼するに際して、特定税務署内の稟議のために作成された文書であることから、同開催日程一覧表の「主催者」欄に共同主催者である関係民間団体の名称を記載することを処分庁自らが判断し、決定したことを裏付ける文書であるという点において、本件開示請求の対象文書に該当すると考えられ、また、これらの文書以外に該当する文書の保有は確認できなかった。

カ そこで、処分庁は、審査請求人に対して、令和6年9月9日付け「開示請求書の補正の求め」（以下「本件補正の求め2」という。）を送付した。本件補正の求め2の要旨は以下のとおりである。

(ア) あなたから提出された行政文書開示請求書について、本件補正書1により補正いただいたが、請求内容を検討したところ、対象文書として次の3件が該当すると思われる。

① 「国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書（令和3事務年度分）」

② 「国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書（令和4事務年度分）」

③ 「国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書（令和5事務年度分）」

(イ) あなたが請求したい行政文書が上記（ア）のとおりであれば、全部で3件の請求となることから、900円の開示請求手数料を納付する必要があるため、不足分600円を納付いただきたい。

(ウ) あなたが開示請求する行政文書が上記（ア）と異なる場合は、同封の補正書の「補正内容」欄に開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載いただきたい。

(エ) 期限（令和6年9月17日）までに補正がなされない場合は、上記（ア）で示した対象文書のうち、1件分の開示決定を行い、それ以外については形式上の不備を理由として法9条2項に基づき、不開示決定を行うことになる。

キ 令和6年9月13日、審査請求人は、請求する行政文書の名称を「国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書（令和3事務年度分）」に補正する旨の補正書（以下「本件補正書」という。）を処分庁へ提出した。

ク 処分庁は、本件補正書を受け、本件開示請求に係る対象文書を「国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書（令和3事務年度分）」と特定し、原処分を行った。

ケ なお、本件審査請求を受け、改めて特定税務署及び文書管理システム内の探索を行ったが、本件対象文書以外に該当する文書の保有は確認できなかった。

(3) 上記(2)のオないしケの処分庁の説明を踏まえると、本件開示請求については、本件開示請求書の記載内容から、処分庁が「国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書」が対象文書に該当すると考えたことは何ら不自然なことではなく、また、本件では、処分庁が審査請求人に対して任意で本件開示請求書の補正を求めた結果、審査請求人自身が本件補正書を提出し、本件開示請求の対象文書として本件対象文書を指定したものであるから、処分庁が本件開示請求の対象文書として本件対象文書を特定し、原処分を行ったことは何ら不合理なことではない。

また、処分庁が上記(2)のオ及びケで探索した範囲が不十分ともいえず、処分庁が本件対象文書のほかに開示請求の対象文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

(5) したがって、処分庁において、本件開示請求の対象文書として本件対象文書を特定したことは妥当である。

4 結論

以上のことから、処分庁において本件対象文書のほかに本件開示請求の対象文書として特定すべき文書を保有しているとは認められないため、本件開示請求の対象文書として本件対象文書を特定してその全部を開示した原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年5月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を特定した状況について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 特定税務署で開催するインボイス制度説明会は、令和4年6月9日付け特定記号2第108号ほか3課共同「インボイス制度説明会等の開催について（指示）」（以下「開催指示」という。）に基づき実施しているところ、開催指示には開催日程一覧表についての記載はあるものの、同一覧表の「主催者」欄に記載すべき共催者の要件や掲載の可否について、特段の記載はない。

イ 特定税務署においては、開催日程一覧表の「主催者」欄には、インボイス制度説明会の共催者の名称を記載するものであると解し、同説明会の共催者である各関係民間団体の名称を記載した開催日程一覧表を作成した。

ウ 特定税務署においては、特定国税局に対し、上記イに記載の開催日程一覧表の同局ウェブサイトへの掲載を依頼するに際して、特定税務署内の稟議のために「国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書」の令和3事務年度分から令和5事務年度分の3文書（以下「本件決裁文書」という。）を作成した。処分庁は、この決裁文書が、当該開催日程一覧表の「主催者」欄に共催者である関係民間団体の名称を記載することを特定税務署自らが判断し、決定したことを裏付ける文書であるという点において、本件請求文書に該当するものと考えた。

エ そして、処分庁は、本件においては、本件決裁文書の開示請求には、3文書分の開示請求手数料（900円）が必要であるところ、納付されていたのは1文書分（300円）であったことから、審査請求人に本件補正の求め2を送付し、開示請求手数料の不足分の納付を求めた。

審査請求人は、本件補正書により「国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書（令和3事務年度分）」の開示を求めたことから、処分庁は開示請求の対象として本件対象文書を特定し、全部開示した。

オ 本件審査請求を受け、改めて特定税務署及び文書管理システム内を探索したが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有

は確認できなかった。

カ したがって、特定税務署において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書は保有していない。

- (2) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた開催指示を確認したところ、上記(1)アの諮問庁の説明のとおり、開催指示には開催日程一覧表の「主催者」欄に記載すべき共催者の要件や掲載の可否について、特段の記載はないと認められる。そうすると、本件決裁文書が、本件請求文書に該当し得る文書であるとする上記(1)イ及びウの諮問庁の説明は否定し難い。

処分庁は、上記(1)ウの考え方に基づいて同エの対応をしたと認められ、これは適切であったといえることができる。また、上記(1)オの探索の範囲及び方法も特段不十分とはいえない。

- (3) 以上より、特定税務署において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、特定税務署において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

情報公開・個人情報保護審査会の令和6年8月2日付情個審第2917号による答申書第3諮問庁の説明の要旨の3「本件対象文書の保有の有無について」の(1)において、処分庁に確認したところ、以下のとおりであったとされ、そのイにおいて、指示文書には、(略)共催者を「主催者」欄に掲載する場合の共催者の要件や掲載の可否判断については記載されておらず、と説明していることから、処分庁が、当該「主催者」欄に共催者を記載することを自らが決定したその判断の根拠が確認できる文書

2 本件対象文書

国税局ホームページへのインボイス制度説明会の開催日程一覧表の掲載依頼に係る決裁文書(令和3事務年度分)